

藩領村役人にとつての城下町

小松賢司

はじめに

近世の地域社会をめぐる研究には分厚い蓄積がある。なかでも領主と領民の間に立つ存在に注目して、地域社会の成熟や、領主支配の特質、領主—領民関係の変化などを読み取ろうとする研究が、多くの論者によって様々な地域を対象に行われている。このうち研究蓄積の最も豊富な幕領については、惣代庄屋・郡中惣代のほか、幕領支配の拠点である陣屋元の郷宿や用達、地役人など、幕府代官所と村々との間に立つ様々な存在が明らかに¹⁾なっている。一方で個別の藩領についても、各藩に独自の中間支配機構のあり方が明らかに²⁾なってきたが、これに比して、藩領支配の拠点である城下町と藩領村々との関係や、藩領支配における城下町の役割などの検討は、立ち遅れていると言わざ

るを得ない。この点は、近年提唱されている藩世界論・藩地域論など、藩の領主—領民関係を多角的に検討しようとする研究においても、同様に指摘できる。³⁾

そもそも城下町は、古典的な研究において、城下町商人Ⅱ特権商人の集住地とされ、近世中後期の商品経済の発展にともない成長してきた在郷町商人や豪農によって克服され、衰退していくものとみなされてきた。⁴⁾また、その後に進展した中間支配機構をめぐる議論においても、支配のための様々な業務が、城下町の領主役人から在村の村役人たちへと委ねられていく傾向が指摘されている。このように、城下町の役割は経済的にも政治的にも低下していくとの理解が一般的であり、それゆえ、特に近世後期において城下町と藩領村々との関係が積極的に論じられる機会が少なかったのである。しかし仮にそのような衰退と言われる傾向

が見られたとしても、地域社会をめぐる現在の研究段階で求められるのは、城下町が近世後期の領主―領民関係のなかでどのような役割を果たし、藩領村々の政治的・経済的活動においていかなる位置を占めていたのか、これらを具体的に明らかにして、近世後期の地域社会像を多面的かつ複線的に描くことにあると考える。

そこで本稿では、一九世紀の武蔵国川越藩領を事例に、川越藩領の村の名主の日記を用いて、彼が城下町において取り結んだ諸関係を具体的に明らかにし、藩領地域における城下町の位置を再検討することにした⁵⁾。

一、考察対象の概要

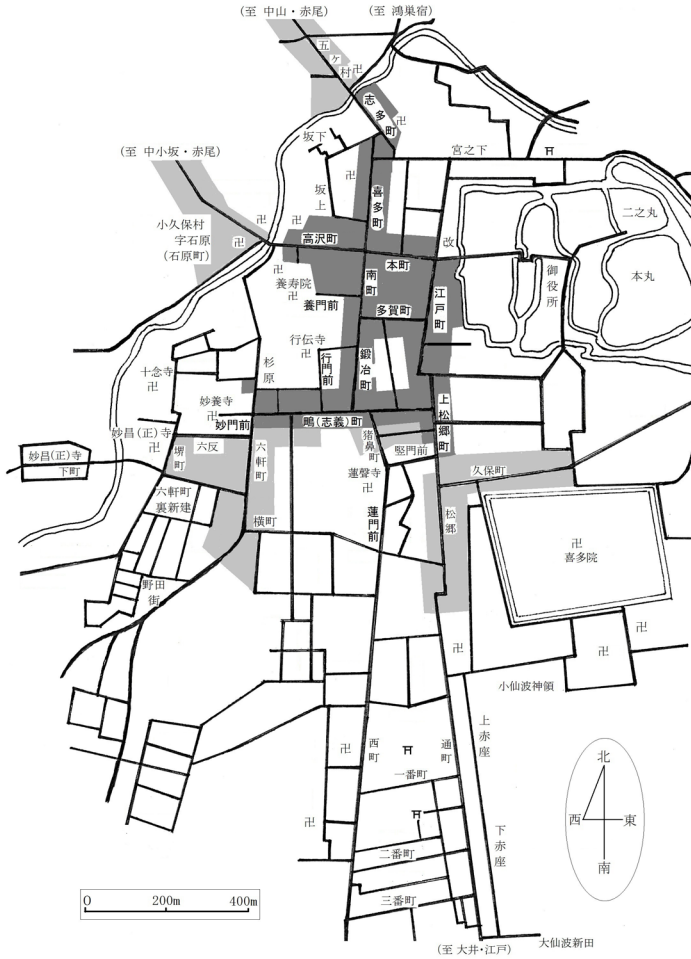
1. 城下町川越と川越藩

江戸の北西約四〇キロに位置する川越は、譜代大名が度々転封を繰り返した川越藩の城下町であり、本稿が取り上げる時期の川越藩は、越前松平分家の松平大和守家が一七万石を領して支配していた。ただしその所領は武蔵国を含め五ヶ六カ国に分散し、武蔵国内の所領（武州領）も複数の郡に分散している。川越城下の周辺にまとまって存在する、入封当初から藩領とされた城付け領は、三万石程度であった⁶⁾。

川越城下の空間構成を説明しておこう（城下地図）参照）。町奉行支配地とされた狭義の城下町は一〇町・四門前で、その外側に郷分町と呼ばれる町場化された区画が繋がっている。藩の役所は、この時期には川越城の内にある。家臣たちの屋敷は、上級家臣の屋敷が城内および城周辺に置かれ、中級以下の多くの家臣たちは、町場のさらに外側に屋敷を与えられて、武家町を形成していた。なお参考までに川越城下の居住戸数・人口を掲げておくと、慶応三年には一〇町・四門前合計で八五二戸・四四八六人、明治七年編纂『武蔵国郡村誌』では士族九二四戸・三八〇七人、平民一一四二戸・四八七七人となっている⁷⁾。

川越藩の地方支配機構については、度々の変更があり正確にこれを追えないが、本稿に関わる範囲で、当該期には概ね（図一）のような構成になっていた⁸⁾。このうち士分が務めるのは郡奉行・町奉行・勘定奉行で、それ以外は徒士身分の者が務めた。藩領のうち武州領の支配全般に関する業務は代官所が担う。代官所は二組編成で、それぞれに管轄域があり、各代官所に代官二名づつと、郷廻り役・物書役・郷目付役が各二名ずつ配されている。本稿が分析対象とする赤尾村は、松郷組代官所の管轄であった。

川越藩は文政一〇年から、新たな中間支配機構として頭取名主制を導入する。この制度については、すでに拙稿に



〈城下地図〉「川越御家中新古屋敷絵図」(川越市立図書館所蔵)の読み取り図
 凡例：色を塗った範囲が町人地。(濃い色/ゴシックが十町四門前、薄い色が郷分町)
 カッコ内は、本図作成者が補足した情報である。

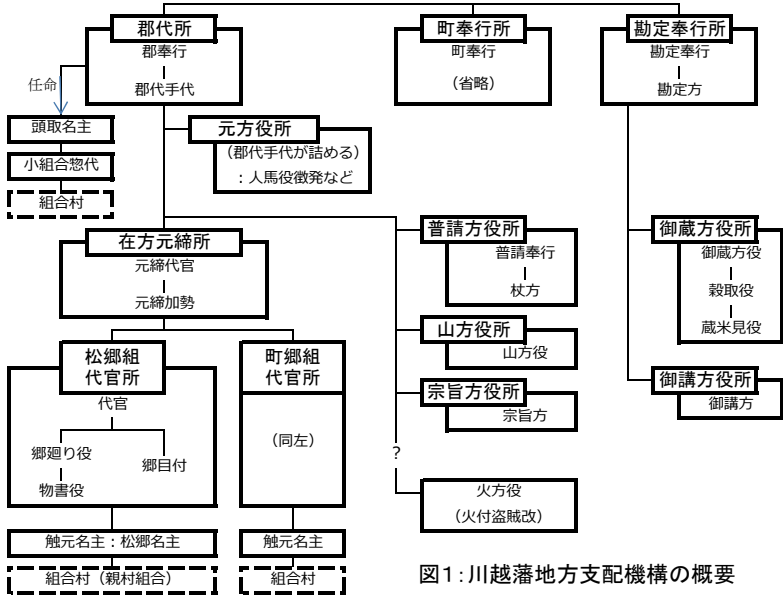


図1：川越藩地方支配機構の概要

おいて検討を加えた。^⑤ このうち本稿に関わる点として、① 武州領村々はいくつかの大組合（以下、頭取組合）と小組合に編成され、名主のなから頭取名主・小組合惣代が任命されたこと、② 彼らはいずれも居村名主と兼帯であったこと、③ 頭取名主は御用金徴収や相州海岸防備にともなう人足徴発などに関する業務を担うものの、いずれも役割は限定的であったこと、などを確認しておきたい。なお赤尾村は、中小坂村名主栗原氏を頭取名主とする二四カ村の頭取組合に属していた。

2. 赤尾村と名主林信海

赤尾村は越辺川・都幾川の流域低地に位置する、村高一二七〇石、家数一五〇軒余の大村である。最幕末期から明治にかけて養蚕・木綿織生産が浸透するものの、それ以前は主穀生産が中心であり、目立った商品生産の見られない農村であった。同村の最寄りの町場は、西へ約五キロの坂戸村である。城下町川越は南に一〇キロの位置にあり、ここへ向かうには入間川を渡る必要があつて、荷物の運搬などは坂戸のほうが便利であつた。

林信海は、文化元（二八〇四）年に赤尾村の林家に生まれた。林家は近世初頭以来、赤尾村名主を世襲している。赤尾村には二名の名主がおかれ、林家と安野家がこれを世

襲し、毎年交代で業務を担当した。信海は、天保期から父信豊の代役を務め、弘化二（一八四五）年五月、四二歳の時に正式に名主役を相続した。信豊は文政一二年から小組合惣代を務めていたが、弘化二年に退役し、信海は特定の職に就かない名主となる。

本稿で主に利用する史料は、信海が記した日記類であり、特に村外へ赴いた際の記録である「他出雅俗記録」^⑩（以下、他出日記）と、在村時の出来事も含めて記された「役用向諸記録」^⑪（以下、役用日記）を用いる。他出日記には、信海の持参する財布の金銭の変化が細かく記録され、信海が財布を持って村外へ出掛けた全ての機会が記録されている。懐中に入るサイズの日記であり、外出時に携帯し、その場で記録したものと思われ、川越での信海の活動を明らかにするための絶好の史料と言える。一方役用日記は、他出日記と比べ、細かい出来事などが省略されているが、代わりに信海の意見が記される場合が多い。またこの他に、村に到来した触を写し取った「御用留」^⑫、村役人が作成した書類を写し取った「御用向控」^⑬、さらに家の経営に関し、日常の支出を記録した「小遣帳」^⑭、家の全収支を記録した「金銀出入帳」^⑮、米穀取引を記録した「諸穀払金銀入帳」^⑯など、複数の記録が同時に作成されている。

これらの史料を駆使することで、名主であり林家当主

である信海の活動を精緻に分析することが可能となる。しかし逆に膨大な史料ゆえ、つまみ食いのような分析によって安易な歴史像が描き出される危険もある。そこで本稿では、考察対象をごく短い期間に絞り、その期間における林家の動向、信海の行動の全体を見据えながら、川越で取り結ばれた諸関係をいわば静態的に分析することにした。対象とするのは、信海が名主役を相続した弘化二年である。同年は史料が充実しており、特に名主役を正式に相続した五月以降の半年程は、詳細な記録が残されている。翌弘化三年は林家が非番の年で、またビッドルの浦賀来航など川越藩を取り巻く状況が大きく変わり始めるため、弘化二年の一年間に対象を限定することにする。信海は、同年の前半は小惣代として、後半は村の名主として行動しており、その差も見出せるであろうし、特定の職に就かない名主の事例は、他地域との比較軸になりやすいはずである。

〈表1〉は、弘化二年の他出日記に記された全ての外出を整理したものである。秩父と箱根の二度の旅を除けば、外出先は川越・坂戸・他村親類の三つであり、その内でも川越が、訪問日数・宿泊日数いずれにおいても群を抜いている。名主林信海にとって、川越は最も頻繁に訪れる外出先であった。また、川越での藩関係の訪問先を整理した〈表2〉を見ると、跡役を相続して以降、川越を訪問したほ

表1 弘化2年における信海の全外出先

行先	日数			泊数
	跡役 就任前	跡役 就任後	計	
川越	12	41	53	16
坂戸	11	5	16	-
親類宅 訪問	石井村	1	1	2
	鎌形村	3	4	7
	川田谷村	1	3	4
旅	箱根		32	31
	子の権現 (秩父)	8		8

他出日記の記録である。この滞在における案件の一つは、年貢米の納入であった。村請制村落の基本的な負担である年貢米の納入にもなつて、村役人が城下町でどのようなやり取りを行うのか。この点から藩役人―村役人関係の一端を明らかにすることも念頭に置いて、史料を見てみよう。史料は長文であるが、なるべく省略せずに取り上げる。（史料中の○や□は史料通りである。）

全ての機会に、藩役所もしくは藩役人役宅を訪ねている。村役人と城下町との関係を考える上では、藩役人との関係の検討が重要であることが改めて確認されよう。

二、藩役人との関係

1. 年貢米の納入

はじめに、川越滞在一回分の記録を全体として取り上げ、信海の川越での行動パターンを把握したい。取り上げるのは六月一六〜一八日の

〔史料1〕

残り金壹両壹分ト銭三百六拾九文

六月十六日 川越出勤、今朝銭貳貫六百文入、中小坂栗原氏へ立寄、今日御日延奉願上候御積金の義及示談、外金右衛門御火方へ不下馬一件御歎書ニ而茂奉差上呉候様及示談候処、桑原様追而廻村之砌ニ可申聞与被仰聞有之候よし、此家へ塚越村役人と同伴江戸町ニ至り、高橋屋ニ而酒肴代、但シ下寺山村名主平内与同座飲食○三百九拾六文、夫方御役所へ出テ金貳拾兩御上納仕、宗旨方御役所・御蔵御役所用相済、八ツ時分又高橋屋ニ至り○貳百拾六文酒肴代、但シ酒四合御仲間久八へ振舞共ニ飲食、夫方○廿四文髪結銭、南町柘木屋へ至り白砂糖三袋、壹斤貳百四拾五文ツ、○七百三拾貳文払、○四拾八文御溜り茶代、○三百拾六文坂下内山藤兵衛様へ松魚ふし式、○貳百八文鯉節式内へ所用有之買之、夫方妙正寺前古川益助様・同寺下小川忠助様・十念寺門前山川越平様・坂下内山藤兵衛様へ上り候、山川・内山御兩人様二者不懸御目、夜ニ入殊之外大暑、石原大黒屋へ至り風呂ニ入少々凌よし、今日御蔵へ宰領ニ来り候文七事、此家へ相尋来り同宿ス

六月十七日〔早朝に詠んだ歌、略〕今早朝坂下内山藤兵衛様御宅へ上り、今明日御上納被仰付御年貢米之義、十九日迄三日式百八拾式俵付送り奉差上被成下置度与願奉申上候得共、御領分村々印付之分不殘今明日中ニ付込申付候義ニ付、乍氣之毒願之通りニ者難申付候間、二駄ツ、付、日かくれ候迄ニ揃候得者よろしき間、精々可付送与仰ニ付、此義昨夜右右之心得ニ候ハ、今晚方付送りニ掛リ可申与奉存候、例之通りニ心得候而付来リ候ハ、右被仰付候俵数之内式三駄ニ而茂相違可仕哉、不足ニ茂相成候ハ、重々奉恐入候義ニ有之、此段奉申上候与奉申上候処、よいわ式三駄位不足者勘弁いたし遣し可申、其方共茂御役義わし共茂役儀なれハ急度申付候也、随分出精いたし御用御間ニ合候様可仕与御断申聞奉畏、又大黒屋へ立歸リ、文七へ及申談、源右衛門者帰村、己并文七兩人当町居候而宰領可相勤与相談いたし居候処へ、分家藤右衛門最早御藏方歸リニ軒下通り、依之及申談、宿へ伝言申遣ス、○三拾三文半紙老帖・火打石式ツ、○五文酒肴ニ成候品八百又ニ而、○七拾式文酒式合丸水ニ而、夫方北町万忠へ立寄、我斗リ御年貢俵鼠喰拾五貫八百目、并俵ニ壹貫八百目不足、此米四升五合たし文七俵直し呉候而、御藏へ先

へ行、同町近藤へ立寄口錢壹貫文かり、○六百元大黒屋へ止宿料三人分渡ス、夫方江戸町高橋屋へ行、書付杯書認之、○六拾八文酒壺合冷麦式ツ代払、沼田一齋方へ立寄酒飯之馳走ニ成リ、南町枡木屋へ行鯉節四袋代○壹貫三百八拾文、此分へ金式朱ト錢六百元渡し、つり廿八文受取、内四百九拾壹文三拾八替式本、残り六本古節四拾替也、御藏へ参リ村方人々ニ対面、今日御上納米之數聞之、従村方百姓代惣五郎来ル、文七与兩人ニ而宰領仕、分家藤左衛門再度目参着、咄し菖蒲方喜太郎来リ候由、依之饅頭ニ而茂買持行呉候様申之○式百文渡ス、扱己、依出御城内、其錢ヲ受取、町ニ出テ本町蓬萊屋ニ至リ、饅頭買之、高沢町麻源へ立寄、寿留女式拾枚買、代者不払、此二品藤左衛門へ渡シ、我宅へ遣ス、七ツ時分石原大黒屋ニ至リ、文七・惣五郎兩人ヲ待居対面之上、我宅へ伝言申遣ス、己又此屋ニ止宿

六月十八日 早朝雨降、傘かり六軒町渋谷八十八様、六反齋藤四方八様、通町三浦悦平様御宅へ松魚節式本ツ、持参差上、御三人様共御在宅懸御目、其帰路石ケ谷様御宅へ立寄懸御目、時候之事坏而已申上、松郷丹後屋ニ而調遣候酒札切手一枚差上候、○拾八

藩領村役人にとっての城下町（小松）

表2 弘化2年、信海の川越訪問

月 日	月 日	泊	宿泊先	番役所		藩役人役宅		その他の番関係		
				御膳方役所 代官所	用件 被下金の頂戴	用件	進上品	用件	用件	
1	11 ~ 1	12	1	大黒屋	御膳方役所 被下金の頂戴	内山藤兵衛(御蔵方) 石ヶ谷本次郎(代官)	御年貢米御蔵出の願い 【召出】御蔵金上納の依頼	酒切手1枚 —	鳴町・小川屋・又右衛門	被下米の受取手続
1	21 ~ 1	22	1	大黒屋	御役所(代官所) 御蔵金の願書提出	斎藤四万八(御蔵方)	御年貢米御蔵出の願い	酒切手1枚	北町・三澤(御用場)	五拾人御講開催
2	9									
2	18									
3	22									
4	5									
4	13									
5	6									
5	10				御役所(代官所) 名主跡役任命(延期)	石ヶ谷本次郎(代官) 小川忠助(御廻り役) 内山藤兵衛(御蔵方)	名主跡役就任の挨拶	—		
5	16				御役所(代官所) 御蔵方役所 宗言方役所	名主退役・跡役任命 御島目3貫文受取 目形基貞の届出				
5	22					経部丹造(御膳方) 渡辺及右衛門(宗言方)	父名前指圖の挨拶 宗門改帳の修正の願い	酒切手1枚 酒切手1枚	松郷 成屋方吉	八人役講會の依頼
5	30 ~ 6	1	1	大黒屋	御役所(御代所)					
6	6				宗言方役所	大智寺判替				
6	9								北町・三澤(御用場)	五拾人御講開催
6	16 ~ 6	18	2	大黒屋	御役所(代官所) 宗言方役所 御蔵方役所	御蔵金上納・日延・願 宗門改帳の修正 年貢米納入不足の察当	御蔵金上納につき願い 御蔵金上納につき願い 慶中見舞(留守) 年貢米納入につき願い 慶中見舞 慶中見舞 慶中見舞 慶中見舞 残り年貢米の蔵出の願い 挨拶(留守)	饅頭2本 饅頭2本 饅頭2本 饅頭2本 酒切手1枚 —		
6	23				御役所(御蔵方)	年貢米残帳の届出	内山藤兵衛(御蔵方) 原小島平(蔵米見役)	年貢米残帳の届出(留守)	饅頭20個	

藩領村役人にとつての城下町（小松）

文章鞋老足、○貳百文今日宰領ニ来久八へ渡ス、○
貳百文止宿料、○三拾五文団子、〔帰路の出来事、略〕
四ツ半頃帰宅

残り金老兩ト錢百八拾九文

持金入錢合 金老兩老分ト錢三貫九百六拾九文

遣錢 五貫三百六拾三文 算勘三拾七文不足

六月十九日夕、錢老貫貳百六拾九文入

六月一六日の朝、信海は前回外出時の残金に二六〇〇文を加えて川越へ向かった。途中、中小坂村の頭取名主栗原宅に立寄り、御用金（御積金）の日延願提出の旨の断りなどをしている。¹⁸そして塚越村の村役人と共に川越に着き、江戸町の高橋屋にて下寺山村名主と酒食を共にした。それから役所Ⅱ代官所へ行き、金二〇兩を上納する。この二〇兩に関して、「御用向控」には、同日に代官役所に宛てて出された願書が写されている。これによれば、この年赤尾村には御用金一三六兩余が課され、このうち一〇〇兩を既に上納し、二〇兩をこの日に上納して、残金の一六兩余の日延べを願ひ出ている。

その後、宗旨方役所¹⁹と御蔵役所を訪ねる。御蔵役所での用件について、役用日記には次のようにある。

〈史料2〉

此度者右之外御蔵方御役所ヲ、御年貢米付込被仰付

候而、二日ニ貳百俵、十五日一日置、十六日百俵与相触之処、十二日夜七ツ時分御廻状送来旁、十三日二七拾俵、依之十四日百三拾俵与被仰付候処、百廿六俵、同十六日百四俵、又貳俵跡方付込旁故、御役人様方御察当御利解、但シ十四日二名主ニ可罷出与宰領惣五郎へ被仰付候御伝言承之、依而今十六日ニ御蔵へ茂罷出候処、小河原様於御門前、内山藤兵衛様懸御目候処、明朝宅へ可罷出与被仰聞ニ付、先今夕参上之処、未御帰宅ニ不相成

六月一三日から一六日の間に三〇〇俵の年貢米納入を命じられたものの、納入が間に合わず、名主が召出されたのだという。不足が発生した理由は記されていないが、年貢米は既に村の郷蔵に納められて、藩の穀取役人による検査を受けているはずなので、運搬用の馬の問題と推測される。短期間に大量の納入が命じられたため、馬の調達が追いつかなかつたのであろう。なお「御用留」によれば、右の計三〇〇俵の納入命令に続いて、一六日付で新たに一七四一俵、一八日一四一俵の納入が命じられている。

〈史料1〉に戻ると、信海は御蔵役所に向かう途中で、御蔵役の内山藤兵衛に逢い、明日内山の役宅へ来るよう指示されたという。役所での御用を済ませた信海は、八ツ時（午後二時）に江戸町高橋屋に戻って再び酒肴を頼み、藩

の中間奉公人の久八に酒を振舞っている。久八は、別の記事では「定付久八」⁽²¹⁾などと呼ばれ、役所のいわば受付に詰める奉公人であった。

久八の役割について少し説明しておこう。役所にいる藩役人に村役人が面会しようとする場合、通常はまず帳面に名前を記し(「面附」)、御溜にて順番を待つが、長時間待たされる場合も多く、また「御溜茶代」を一人二四文支払う必要があった。そこで簡単な確認など短時間で済む場合には、定附中間に頼んで藩役人を呼び出してもらったり、伝言を頼んだりした。村役人にとって定附中間は、藩役人とのやり取りを介する重要な存在であった。

その後、信海は南町の枡木屋にて白砂糖三袋と、内山への進物である鯉節を購入し、それから四軒の役宅を訪問する。妙正寺前古川益助と同寺下小川忠助は郷廻り役である。その用件について、役用日記には次のように記されている。

〈史料3〉⁽²²⁾

此一条ニ付、例之金右衛門并弟藤三郎兩人証文茂いたさず差置、呼ニ遣し候得共不来、まして入金少々いたし置候而已、依之名前不申上候而、如斯もの有之候得者、皆御上納仕候得者ます、等閑ニ相心得、出金いたし申間敷与奉存候間、御日限中厳敷及催促、

様子ニ寄可奉申上与、郷御廻り小川様へ奉申上候

赤尾村百姓の金右衛門・藤三郎が御用金を納入しないことについて、信海は名前を伏せて郷廻り役小川にこれを伝え、村役人が立替納入を行っては村人がますます出金を等閑にする之主張した。そして、今後も日限中の納入を厳しく催促し、様子によっては、郷廻り役に報告する旨を伝えたといい。

次いで訪ねた十念寺前山川越平は郷目付で、不在であった。内山藤兵衛宅も訪ねたが不在であり、この日信海は、赤尾村名主源右衛門(安野家)・百姓代文七とともに、石原町大黒屋に宿泊した。

翌日早朝、信海は内山藤兵衛宅を再び訪ね、一七・一八兩日の年貢米納入について、一九日までの日延べを願いだした。しかし内山は、領内の「印付」分は全て明日までに納入させる予定であるとして、これを認めない。「印付」とは、藩の穀取役人が予め各村の郷蔵に納入された米を検査し、「下印」「下々印」を付けた、質の悪い米俵のことである⁽²³⁾。信海はこれに対し、それでは不足が生じるかもしれないと返答すると、内山は、互いに役義であると叱責し、やや強圧的に信海を承伏させたという。

信海はこれを受け、大黒屋に戻って源右衛門・文七と相談し、文七と信海の二人で年貢米納入の宰領を務めるこ

藩領村役人にとつての城下町（小松）

とを決めた。そして北町の米穀問屋である万忠へ向かい、年貢米の鼠喰分・不足分を調達し、文七は御蔵へ向かつて年貢米の俵直しを行う。信海は米穀問屋の近藤を訪ねて錢一貫文を借用し、これにて大黒屋へ三人分の宿代九〇〇文を支払い、高橋屋で酒と冷麦を注文して、その場で書付を作成する。それから友人の沼田一齋宅を訪ねて馳走を受け、柗木屋に寄つて鯉節四袋（一袋に二本）の代金一三八〇文を支払い、御蔵へ行き、年貢米の納入俵数を確認し、文七と二人で宰領を務め、この日も大黒屋に止宿した。なお役用日記によれば、「同夕御蔵方〆明日納之分二日ニ割合、七拾壹俵十八日、七拾俵也十九日、兩日ニ可相納与被仰聞候由²⁶」と、一九日までの日延べが認められた旨が伝えられたという。信海による御蔵役人への歎願は、その場では拒否されたものの、結果的には成就したのであった。

一八日の早朝、信海は斎藤四方八（御蔵役）と渋谷八十八・三浦悦平（穀取役）の役宅を訪ね、鯉節を二本づつ進上する。次いで代官石ケ谷本次郎の役宅に立寄り、時候の挨拶をして、酒切手を一枚進上する。役用日記には、このいずれかの役宅で聞いた話として、次のように記されている。

〔史料4〕²⁶

尤十八日早朝方御宅いたし承り候処、廿二日方御家

中様方へ御扶持ニ御渡シニ相成候由、但シ上中下々
与四段ニ米品ヲ分ケ、夫々搗減御立之由、如斯事は
迄無之事ニ而、依仰、十六日杯者比企郡谷中村納御
年貢米ニ小粒交り有之ニ付、さしもとし候、尤印付
ニ有之候得者、交り候而茂取受候与御咄しニ承り候
事

二二日から家中への扶持米の給付が始まるため、年貢米納入が急がれたのだという。併せて、比企郡谷中村の年貢米に小粒が混じつており差戻しとなったこと、「印付」であれば小粒が混じつても受納されること、などの情報を得ている。

こうして信海は帰路に着き、一八日の四ツ半（午前一一時）に帰宅すると、財布の中身と収支の記録を照合する。そして一九日夕に、財布へ新たに錢を入れる。他出日記の次の記事は六月二〇日であり、次の外出へと記事が繋がるのである。

以上、二泊三日にわたる川越滞在の様子を見てきた。注目したいのは以下の点である。

第一に、年貢米納入とそれにとまなう全てのやり取りが、一村ごとの責任で行われている。御蔵役所からの納入命令は村ごとに発給され、御蔵役人との納入日延べをめぐる折衝も村の名主が行っていた。

表3 弘化2年、赤尾村の年貢米納入関係入用

費目	内容	入用額
御蔵方役人へ進物	鯉節(内山・斎藤・渋谷・三浦・原) 酒札(内山・斎藤) するめ(内山・斎藤)	2728文
6月20～23日出勤入用		600文
6月16日出勤入用	止宿料・昼食代	756文
御年貢御改御出張入用	穀取役人の賄・接待入用など	2040文
糶燭代		64文
遣いへの酒代	定使不在時に林家下男に頼む	28文
年貢米付送り宰領給	<下記>	5000文

月	日	納入先	俵数	宰領名	宰領給
昨12	24	(御膳糶)	—	文七	200文
2	2	南蔵	50	勝次郎	200文
2	12	南蔵	102	文七	200文
6	13	南蔵	70	印付 久八	200文
6	14	南蔵	126	印付 惣五郎	200文
6	16	南蔵	104	印付 文七	200文
6	17	南蔵	139	印付 惣五郎	200文
				文七	200文
				半三郎	300文
6	18	南蔵	73	印付 久八	200文
6	19	南蔵	20	印付 佐左衛門	200文
6	26	南蔵	50	印付 文七	200文
7	2	南蔵	50	印付 惣五郎	200文
10	11	鳴町小川屋	25	藤右衛門	148文
10	13	南町横田	25	戸右衛門	148文
10	23	下新河岸	25	藤三郎	148文
10	23	鳴町横田屋	25	惣五郎	148文
12		町方	—	文七	148文
12		町方	—	戸右衛門	148文
12		町方	—	—	148文
12		町方	—	—	148文
6	14	裏印いたし貰候札			100文
7	2	北町万屋へ預け置駄賃			100文
		馬3疋余分二付300文ツ、			900文
計					4985文

参照史料:「村諸入用割合勘定元帳」[林1543]

※一部「御用留」にて情報を補足した。

やり取りの過程で生じた費用が、村入用としてどのように処理されているか、ここで確認しておこう。(表3)は弘化二年の赤尾村村入用のうち、納入年貢俵数によって村人から徴収する(俵割)ために独立して計上された、年貢米納入関係入用の費目を整理したものである。ここには、御蔵役人への進物代金、穀取役人出張時の接待費用、村役

れる比較的質の良い米は、川越城下の掛屋に納入されている。そして史料に見たように、「印付」分の納入が急がれた理由は、家中への扶持給付のためであったことから、藩は年貢米をその質によって区別し、用途を使い分けていることが明らかである。すなわち、上質の米を掛屋に売却して藩の運営費用にあて、質の悪い米は家中への扶持になる

人の川越出勤時の宿泊代・食事代、そして宰領に出た者への給金が計上されている。進物も含まれた、年貢米納入に関するほぼすべての費用が村入用として処理されており、年貢米納入に組合村などが介していないことが明らかである。史料に見た信海の川越での活動は、村の名主としての一般的な業務の一つだったことが確認できる。

二点目として、併せて(表3)から次の点を指摘しておきたい。年貢米の納入先を見ると、質の悪い「印付」分は藩の御蔵に納入される一方、秋以降に納入さ

藩領村役人にとつての城下町（小松）

のである。

三点目に、藩役人役宅における藩役人と村役人のやり取りが注目される。役宅は、村役人からの意見が上申され、両者の間で意見の折衝が行われる場であった。役宅の機能については、次節で改めて検討したい。

最後に四点目として、藩役人と村役人の関係を、川越町人が支えている面に注目したい。すなわち米穀問屋万忠での年貢米不足分調達、近藤での一時的な銭の借用、その他、進物の購入、村役人同士や中間奉公人との酒食の場の提供、書類作成の場の提供など、今回の川越滞在だけでも、信海の活動を支える様々な川越町人を検出できた。信海と川越町人との関係をいかに評価すべきか、この点は次章にて検討することにした。

2. 藩役人役宅の機能

前掲（表2）を改めて詳しく見よう。藩役人役宅へ上がる用件は、①挨拶や暑中見舞、②藩役人からの召出し、③信海による願出や内窺、の三つに大きく分けられる。①では饗節や酒切手などの品が進上されるが、これは①に限ったことではなく、役宅へ上がる多くの場合、同様に行われている。

②は一月二一日と六月二七日の二度見られる。前者は

信海がまだ父信豊の代役として、小惣代の業務を担っていた時期である。この時の様子は、他出日記に次のように記されている。

〈史料5〉

正月廿一日 川越へ出勤、石ヶ谷様御宅へ中小坂、坂戸与一所二御召也〔中略〕八ツ時分石ヶ谷様御宅へ着、頭取名主始メ拾五人之処、老人病氣拾四人也、被仰渡之趣、御高式拾万石余へ三万両之頼母子御頼二付、世話いたし呉候様ニ与御懇ニ御頼之上、御酒肴すし等迄被下置候

この時の召出しは、頭取名主と小惣代を対象としたものであった。彼らは代官石ヶ谷宅に集められ、その場で三万両の御用金調達を依頼されて、²⁸ 寿司などの馳走を受けたという。拙稿にて明らかにした通り、頭取名主の業務の一つは御用金の徴収であり、その際、彼らが役宅に呼ばれて非公式に依頼を受けることが度々あった。頭取名主は依頼を受けると、頭取名主寄合を開催して分担を決め、頭取名主からの出願という形で、御用金上納の願書が役所へ提出されるのである。

六月二七日の召出しは、掛屋の小川屋が差紙（米切手）発行数を間違え、無実の察当を受けたためで、信海は「誠あほうらしき仕合、人の間違ニ而如斯御召出しニ相成」と

綴っている。^⑥また前項に見た御蔵役内山宅の訪問も、年貢米納入の不足にともなう召出しであった。^②の局面は、不手際によって察当を受ける場合がほとんどである。

特定の職に就かない名主が役宅を訪ねる用件は、圧倒的に^③、すなわち名主の側からの願い出や内窺いが多い。

^③の場合のやり取りを、いくつか具体的に見てみよう。

九月一〜二日の川越滞在中の用事は、七月二八日に発生した越辺川の氾濫にともなうものが多くを占めている。この大水で赤尾村は大きな被害を受け、藩役人の見分を経て藩から手当金が支給されている。また村内では九月二日に寄合がもたれ、堤の御普請を藩に願い出ることが決められ、^⑦これを受けて信海は九月一日に川越を訪問している。そして御普請願の願書提出に向けて、次のようなやり取りが行われた。

〈史料6〉

九月十二日〔中略〕六軒町裏原田様へ上り御藪帳式冊御用印壺通奉差上、ふし一袋差上ケ、西町渡辺加七郎様へ上り、ふし壺袋差上ケ不懸御目、但シ先日文七ヲ以出水再度目御届ケ之節方御病氣之由、先刻原田克次様へ御普請奉願上度義奉申上候処、後刻役所へ此帳面へ願書添可奉差上与被仰聞有之候、〔中略〕夫方北町坂下長島外内様へ上り懸御目、ふし壺袋上

史苑(第七三卷第二号)

ケ、原田様同様申上候、仰茂同様也、角間忠二而御檢見内見帳半紙同役買之、代銀廿六匁八分筆代錢式百四拾五文掛候ヲ見ル、〔中略〕御役所へ罷出御普請方へ御願書添帳面差上ケ直ニ御預リニ成ル

普請奉行の原田と、代官所物書役の長島の役宅において、信海は御普請願提出の内窺いを行い、彼らから、役所に帳面と願書を提出するよう命じられている。これを受けて城下の間忠にて帳面用の紙と筆を購入し、役所へ指示通りに帳面と願書を提出している。役宅と役所の使い分けに注目しておきたい。

九月一六日以降には、訴訟入用一件に関する願いが度々見られる。これは惣五郎一件とよばれる訴訟の費用を林家が立替えたところ、これを村人が返済しないため、信海が代官所役人に返済催促を求めたものである。代官所役人との折衝は長期間に及ぶが、注目されるやり取りとして、一二月一日のものを見ておこう。

〈史料7〉

十二月朔日〔中略〕石ヶ谷様例之御稽古故見合セ居懸御目、惣五郎一件入用之義立替者他借いたし候与之事故、利ヲかけ候与奉申上候処、利ヲつけ候而者濟方申付候事六ヶ數間、何レ得与及申談可取立之仰二付、右及申談候得者不差出与申之候事故、無抛懸

藩領村役人にとつての城下町（小松）

御上様之御苦勞候、右様之金子へ利付取候事不相成候得者名主御役者相勤られ不申与奉申上置候

代官石ヶ谷宅にて、信海は立替金に利子を付けることを主張するが、石ヶ谷は難色を示す。しかし信海はさらに、利子が取れなければ名主役は務められないと主張している。代官所役人と意見が相違する中で、信海はその後も足繁く役宅を訪ね、自らの意見を主張する。二月六日に、役所において関係者一同に対する吟味が行われる段になると、信海は吟味当日の早朝にも役宅を訪ね、自らの意見を強調している³³。吟味の結果、一月二日に役所から内済が命じられ、後述するように、町宿榎本にて頭取名主栗原を交えた交渉が重ねられ、一六日に内済が成立した。信海の意見が結果としてどこまで受け入れられたのか判断に迷うが、ここでも、役所での正式な吟味の前に、役宅での意見折衝が行われていることに注目しておきたい。役所と役宅とが使い分けられており、役宅にて折衝・内窺が行われ、それによって役所では物事がスムーズに処理されるのである。

ところで役宅には、名主以外の者も上がることができるのだろうか。「御用向控」に写された上申書類には、提出者と提出先が注記されており、そこには名主以外の村役人が役宅において書付を提出する場合が散見される。また、

別の年の事例であるが、天保十一年二月には次のような事例が見られる。この年、赤尾村では検見入用をめぐって、信海と赤尾村の小前の対立が生じていた。代官所から内済を命じられるが、破談となり、信海は郷廻り役小林宅へ召出される。ところが、この日の役用日記によれば「小前迄御座敷ニ御上ヶ、御火鉢御茶杯被下候」と、小前たちが先に小川宅の座敷に上がっていたという。ここから、役宅に上がるための資格などはなく、藩役人が認めれば誰でも上がる事ができたことが明らかであろう。

右の事例において、小前たちは座敷で茶を振る舞われたという。また、前述の頭取名主らへの御用金調達の依頼に際しては、寿司などが振る舞われていたように、役宅では藩役人から振舞が行われ、飲食が行われることがあった。この点で興味深い事例が、再び別の年の事例ではあるが、弘化四年一月一七日の、次のやり取りである。

（史料³⁵）

正月十七日 川越へ火事為御見舞〔中略〕堺町八百喜二而〇七百文まくろ、小川様へ上ル、〇七拾弍文酒式合飲之、赤面二而御宅へ参り候処、上レ与仰ニ付上り候処、てんかくヲ御やき、石川牧太様ニ妙養寺門前名主忠次郎、松郷町鈴木惣兵衛一座二而、御酒頂戴之処、新井陳太郎様御出、御主人様御申二者、

又誰歟来へき也、役人宅者門前二市ならてハよいと
ハいはれぬ杯御快よく御同飲也

信海はすでに酒に酔い、鮪を持参して郷廻り小川宅を訪ね、座敷に上がって川越の町役人や他の藩役人と酒を酌み交わした。門前に市があれば、という小川の戯言に象徴されるように、役宅は人と物の集まる場であり、村役人・町役人・藩役人の交流の場であった。

しかし交流ばかりを強調しすぎてはいけない。酒を酌み交わした翌日、信海は改めて小川宅を訪ね、種籾の拝借を願い出るが、小川は藩が決めた拝借の基準を示して「願書出候てもむたな事」と一蹴する^⑧。藩役人はあくまで藩という組織の一員であり、藩の方針に基づいて行動する役人である。役宅とは、利害の異なる藩役人と村役人が、交流を深めながらも利害を衝突させ、意見を折衝する政治空間なのであった。

三、川越町人との関係

1. 林家経営上の川越の位置

本章では藩役人以外との関係に注目し、川越という都市の性格を検討する。はじめに林家の経営状況を概観し、経営上における川越の位置を確認しよう。

史苑(第七三巻第二号)

〈表4〉は弘化二年「金銀出入帳」をもとに同年の収支を整理したものである。はじめに指摘せねばならないのは、この帳簿は公私が未分離であり、村役人として徴収し納入した年貢諸掛が、家としての収支と区別されずに記載されている点である。そのため、家の経営だけを取り出して収支のバランスなどを検討することが困難である。これを踏まえたうえで、表からは、収入の中心は米穀代金であるこ

表4 弘化2年、林家の収支構成

収入				支出					
両	分	朱	銭(文)	項目	両	分	朱	銭(文)	項目
131	1	0	1896	32% 年貢等の立替金取立	230	1	2	3877	55% 年貢・その他上納分の合計(内、積金上納約86両・御講金約68両)
127	1	1	2321	31% 米穀販売による代金収入	43	3	2	5775	11% 借金の返済
3	3	0	2630	1% 米穀以外の代金収入	41	3	0	3503	10% 日常消費
12	3			3% 土地売却代金	7	3	0	5441	2% 代金支払い
41	0	2	300	10% 借入金	41	2	0	3925	10% 奉公人・日雇給金
51	2	0	2941	13% 貸金取立等による入金(内、御積金約14両・御講金約12両)	27	2	0	5586	7% 貸付金
12	1	2	6358	3% 藩より被下金	18	0	2	472	4% その他
18	0	0	4820	5% その他					
407	2	1	1766	計	419	3	2	2579	計

参照史料:「金銀出入毎月度々調帳」[林1816]。

表5 林家の米穀販売先

弘化2年					弘化元年			天保3年		
米	俵数	数量(斗)	代金(両)	比率	米	俵数	米	俵数		
川越北町	近藤	8	34.10	4.65	川越北町	近藤	8	川越北町	近藤	74
						万忠	14	川越北町	万忠	118
坂戸	豊忠	12	51.68	8.88		坂戸	竹川	2	川越南町	横田
	穀清	28	120.05	19.71	豊忠		38	坂戸	豊忠	12
	秋佐	8	35.26	6.47	穀清		56		穀清	38
村方	3	12.82	1.88	秋佐	32		村方	17		
扇町屋	山村屋	47	197.84	36.64	扇町屋	山村屋	34	高麗本郷	伊勢屋	6
石井	池田屋	54	234.12	37.55				小沼村	金次郎	8
計	160	685.87	115.78							323

大麦			
	数量(斗)	代金(両)	比率
川越北町	万忠	23.00	0.53
	近藤	68.90	1.60
坂戸	豊忠	70.80	2.03
	穀清	175.58	7.66
	秋佐	24.74	1.13
扇町屋	山村屋	24.42	1.19
計	387.44	14.14	

大豆			
	数量(斗)	代金(両)	比率
川越北町	万忠	10.20	0.93
	近藤	20.66	1.80
川越町町	田嶋屋	10.00	0.98
計	40.86	3.71	

参照史料:「諸穀払金銀入帳」[林1600]。

表6 林家の主な借金先

	天保14	弘化元年	弘化2年の新規借入れ
扇町屋村山村屋(親類)	100両	178両2分	扇町屋村山村屋 10両
沼田一斎	130両2分	152両2分	古凍村太郎兵衛(安野家口入) 30両
赤尾村新田家(親類)	122両	107両1分+6匁	川越 近藤 25両
川田谷村天沼良八(親類)	50両	69両1分+1.5匁	
川越 近藤	20両	20両	
借入合計	580両3分	584両	

参照史料:「金銀出入毎月度々調帳」[林1816]、文化5年「万歳帳」[林2387]。

※20両以下の相手は省略してある

と、支出は小遣帳分Ⅱ日常消費と奉公人への給金が大きな比重を占めていること、などを指摘することができる。

収入の中心である米穀代金について、(表5)によってその売却先を見ると、川越への売却量は低下傾向にあり、代わりに親類の在郷商人への売却が増加している。同様の傾向は、(表6)に示した借用金の借用先にも現れている。すなわち、林家の最大の借用先は、大口の米穀売却先でもある扇町屋村の親類山村屋であり、次いで友人で三芳野検校嗣子の沼田一斎、そして新田家・天沼家と親類が続き、川越町人のうちで二〇両以上の借用先は米穀取引先の近藤のみである。林家の経営のうち生産物流通・金融という面においては、川越の相対的な地位の低さ、低下傾向

は明らかである。

但し、米穀問屋の近藤からは弘化二年に新たに二五兩を借用している。借用日は三月二十九日で、同日には前述の御用金一三六兩余のうち五〇兩を、赤尾村が初めて上納している。これに先立つ二・三・二四日の村寄合において、二十九日に五〇兩上納すること、内二五兩は村役人が他から調達することが決められた。信海は近藤にてこれを調達したわけである。前述の年貢米納入の際にも、信海は近藤から一貫文を借用していた。このように近藤は、信海の川越での活動を支えるいわば金融機関であり、米穀取引が量は少ないながら継続されていることの意味も、このような機能ゆえと考えられる。

次に林家の支出に注目しよう。(表7)は他出日記に記録された支出、すなわち信海の財布からの支出のうち、秩父・箱根への旅や、親類宅への訪問時を除いて整理したものである。これらを除けば、残る訪問先は坂戸と川越だけであり、川越での支出がその大半を占めているのは、訪問回数の多さから当然と言えるかもしれない。ただ、ここでは川越に特有の支出項目に注目しておきたい。坂戸には見られない川越特有の支出項目として、①鯉節・酒切手などの進物や祝儀、②御溜茶代などの手数料、③文具、④宿泊費などが挙げられる。また川越での支出の中では酒食・食品

表7 弘化2年、信海の外出先での支出

	川越		坂戸		道中	
	件数	支払総額	件数	支払総額	件数	支払総額
酒食	85	17289文	11	1576文	5	84文
食品	21	5764文			1	1272文
菓子	41	7415文	5	581文	1	20文
砂糖	9	3184文	11	2292文		
衣料	14	金9兩 銀7.8匁 5468文	4	金3兩2分 560文		
雑貨	34	3561文	4	347文	6	1192文
手間賃	10	金2朱 銀3.4匁 2779文	4	1504文		
髪結	16	377文	6	140文		
鯉節	15	金1分2朱 9166文				
酒切手	4	1085文				
祝儀	2	2分				
茶代 手数料	19	金2朱 1236文				
文具	25	金1兩2朱 4582文				
宿泊	11	3888文				
書籍	1	124文				
小間物	1	80文				
薬	4	689文				
その他		—	2	160文		
不明	5	2384文	1	100文		
計		21兩1分1333文		4兩2分460文		2568文

※親類訪問・旅(箱根・子権現)の支出は除いてある。

表8 弘化2年9月、当主外出時以外の全支出

			両	分	朱	銭	摘要	
金銀出入帳	1	2					袴袴 下り代	衣料
						300	千代吉へ日雇代の内渡す	
						400	勝次郎へ給金内渡し	
		1	2				幸介へ給金内渡し	
						2436	下男林平へかし:喜代七へ渡す	
						100	下女いそへかし	
						1624	孫平へかし	
			2				下男勝次郎へ給金内渡す	
			2				下男勝二郎へかし	
						900	大井役3人分:宰領文七へ渡す	
						400	惣五郎へ時貸し:榎本寄合勤の節	
					3348	割渡し銭、渡し候分		
小遣帳	1	2				432	革長尺手袋	衣料
						200	菓子	菓子
						248	ごま油5合	食品
						100	油あげ	食品
						36	豆腐1丁	食品
						28	こんにやく	食品
						24	さつまいも	食品
						100	油あげ	食品
						136	油あげ・豆腐	食品
						100	柿実80	食品
						36	豆腐1丁	食品
						100	柿実	食品
						40	もくさ	雑貨
						200	蠟燭9丁・11丁	雑貨
						72	ひん付2本・きん出し2	雑貨
						200	縄40房	雑貨
						200	つけ木	
						164	唱のくすり	
						48	仙波五百羅漢勸化	
						32	高尾山不動尊御初穂	
						48	筆道修行のものへ	
						84	わた打代	手間賃
						124	いかけ代	手間賃
						16	小遣銭(奉公人へ)	
						124	幸助菖蒲へ遣し候節	
						72	遣し(奉公人へ小遣)	
						100	遣し(奉公人へ小遣)	
						180	算勘不足銭	
					24	雑費入用		
					95	銭不足		
					24	銭不足		

と衣料が大きな比重を占めている。①④および酒食・食品の多くは、前節で見たとように、藩役人との関係の中で発生するものである。

(表7)に示されたのは、信海の財布からの支出だけである。次にこれを、林家全体の支出の中で考えてみたい。「金

銀出入帳」と「小遣帳」を用いると、林家全体の支出を抽出することが可能である。そしてこれにより、これらの帳簿に記録されながら他日出日記に記録されていない支出を見出すことができる。情報量が膨大なため、ここでは弘化二年九月分に限って整理した(表8)を見たい。信海外出時

表9 弘化2年の村入用定例分

名主筆紙代	3000文
年中立替物	4500文
御年始	1000文
年中村役人川越出勤入用	17500文
惣勘定入用	1500文
町宿へ年玉	872文
御掛りへ年玉	1800文
定付へ年玉	200文
溜りへ年玉	500文
浪人勸化	500文
万屋へ礼 「右一筆当年此勘定二初メ而入、 是者俵かけニ可相成入用也」	1672文
〆	33048文

参照史料：「村諸入用割合勘定元帳」[林1543]。

以外の支出は、①日常の食品、②雑貨や手間賃、③奉公人への給金前貸・小遣、に概ね分けられる。①②は赤尾村内、もしくは奉公人がその周辺で支出したものであろう。こうして林家全体の支出を見ると、生活に関わる支出（食品・雑貨・手間賃など）は、川越だけでなく坂戸や赤尾村内での支出も多い一方で、川越特有の藩役人との関係の中で発生する支出項目が、支出総額を押し上げていることが明瞭となる。

しかし前述の通り、公私未分離のこれらの帳

表10 弘化2年村入用のうち川越出勤関係費目

立替日	摘要	金額
1月11～12日	江戸町高橋屋二而昼食代	840文
	石原大黒屋泊り	400文
	榎本へ村々寄合御受書調印之節 筆墨紙代	100文
	御溜り茶代	48文
1月22日	御講一件寄合入用	600文
2月27～28日	いつも屋払	140文
	大黒屋泊り	400文
	高橋屋払	328文
	臨時入用	940文
3月6日	同役惣五郎 御講一条二付出勤入用	600文
3月11日	本町寄合之節入用 平造	142文
3月21日	御積金一条 川越止宿 同 昼飯代	200文 164文
3月22日	御積金一件榎本寄	108文
3月29日	御積金御上納之節文七惣五郎兩人へ 小遣	400文
5月30日	高沢橋御普請二付人足廿五人、右請負人	金3分 124文
6月16～17日	御積金一条二付出勤 半三郎・源右衛門	784文
9月7日	榎本氏へ寄合 惣五郎出勤 郷御目付谷様へ上り候節	156文 330文
9月11日	御代官吉沢様へ同断之節	金2朱 5文
—	(御敷改)両度御宅へ出勤入用	600文
	(御敷改)御役所へ御呼出し之節	300文
12月3日	御積金御下ケニ相成候節止宿料 佐平次	232文
計	金3分2朱	7941文

簿には、後に村入用として村人から徴収される費目も区別なく計上されている。特に川越特有の支出項目は、前掲「表3」で見た通り、その多くが村入用として処理されるはずである。そこでまず、村入用に毎年定額が計上される「定例分」をまとめた（表9）を見よう。これによれば、「川

越出勤入用」として毎年一七五〇文が計上され、これ以外にも名主筆紙代や立替物・定附などへの年玉などが計上されている。^⑧このような「定例分」のほかに、村入用には川越出勤にともなう費用が度々計上される。これを整理した（表10）を見ると、川越での食事代・宿泊代、藩役人への進物代金などの多くが、支出のたびに村入用として補てんされていることが分かる。

公私未分離の帳簿ゆえに複雑な考察になったが、以上を次のようにまとめておこう。林家の生産物販売・金融における川越の地位低下は明らかであり、また日常消費においても、生活に関わる部分では、川越以外での購入が多く見られる。林家の家としての経済活動において、川越はさほどの位置を占めているとは言えないだろう。しかし村役人の業務として、信海は川越に頻繁に出向き、多くの支出を行い、そしてこれらの支出の多くは、最終的には村入用として村人から徴収された。城下町川越とは、年貢も含め、村から徴収される米や金が集まる、その意味での一つの経済の中心都市として存在していたのであった。

2. 藩の業務を担う者たち

前掲（表2）には、藩役人以外に藩の業務を担う川越町人たちが数名現れていた。具体的には、①掛屋、②町宿榎

本、③人足請負人炭屋、の三者である。最後に彼らとの関係についても簡単に見ておきたい。

①掛屋（表2）には被下米の仲介をする丹波屋八左衛門、御役金の検査を行う丹勘、そして被下米の仲介を行い（表3）に年貢米納入先として現れる小川屋又右衛門（嶋田又兵衛）の三家が見られる。このうち小川屋について少し見ておこう。

弘化二年一月に、信海は被下米受取のために小川屋を訪ねている。この被下米について、前年弘化元年二月一日の他出日記には、「御勘定所方被仰渡二者、当年者御下ケ金之義代米二而被下〔中略〕尤志義町小川屋又右衛門方へ行、受取可申与被仰渡有之候」と、藩の勘定所から小川屋で米を受取るよう指示があったと記されている。そして同月二〇日には、「志義町小川又右衛門方へ立寄、当御渡し御米代金壹両貳分ト銭式百四拾式文渡」と、小川屋に一兩二分余を支払った旨が記される。その理由については、続けて「是者御渡し金之外之過米強御売付之米代也」と、被下米の受取にともなう強制的に米を売りつけられていることが分かる。信海にとつての小川屋は、被下米を仲介し、手数料として米代を支払う先として存在していた。

②町宿榎本 町宿については、拙稿にて「城下にあつて藩が指定した公事宿」であると説明した。^④弘化二年の場合、

それがよく現れているのは一二月一二〜一六日の内済へ向けた協議である。前述の訴訟入用立替をめぐり、一二日に代官所において内済が命じられると、榎本の「格子之間」にて、関係者一同による協議がはじまる。以後、内済が結ばれるまでの数日間、信海は定宿である石原町大黒屋ではなく榎本に宿泊し、榎本にて協議を行い続ける。榎本は、他の宿とは異なる、まさに「御用の宿」であった。

またこれ以外にも同年には、榎本についていくつかの興味深い事実が明らかになる。まずは一月二二日、百姓代の藤三郎が榎本において届書を作成した。その後、信海が高橋屋にて藤三郎に会うと、藤三郎は「右御届ケ書之書手間紙代二而百文被取候由」と、一〇〇文を取られた旨を話したという。榎本へ「書手間紙代」が支払われたケースは、他に見られない。不慣れた村役人に限っては、榎本は手引きを行い、手数料を取る場合があったのである。もう一件、八月二七日に、越辺川大水にともなう御手当金が藩から支給されると、これを榎本にて受け取っている。ところが「内式朱二付銭沓文ツ、掛入用与号取之候由」と、やはり手数料を徴収されたのだという。このように榎本は、藩の業務の一部を仲介し、手数料をとる存在でもあった。

③ **人足請負人** 五月晦日に信海は松郷の炭屋万吉へ、「高沢町橋御普請二付人足」二五人分の代金五貫文を支払って

いる^④。万吉は「村入用帳」では「下松江町大工」と注記されており、大工の棟梁として人足を多く抱える存在であるがゆえに、御普請人足の請負を願ったものと考えられる。以上のように、城下町川越には藩の業務の一部を請負う様々な存在が見られた。これまでにみた町人たちとの関係も含め、藩の支配の拠点である城下町には、藩の支配に直接・間接に関わりながら経営を営む者が多くおり、彼らへは、村入用として村人たちから徴収された金銭が支払われたのである。

おわりに

本稿で検討した内容について、以下の三点に整理しておきたい。

一点目に、当該地域における藩役人―村役人関係の特質である。赤尾村では、藩から課される負担の納入や、藩への願書や届書の提出、訴訟などが、基本的には全て一村レベルで処理されていた。そしてそれを可能にしていたのは、川越城下の藩役人役宅における折衝であった。すなわち、年貢米納入命令は村ごとに出され、期限内の納入が困難であれば村の名主が担当藩役人の役宅に赴いて独自に交渉する。御用金は頭取名主を介して納入が命じられるが、徴収

に支障が生じると、やはり村の名主が担当藩役人の役宅において納入の催促を依頼し、最終的に徴収が困難であれば村名主に立替が命じられた。災害が発生し、藩に御普請を願う場合にも、村の名主が担当藩役人に内窺いを立てた上で、その指示に従つて書類を提出した。こうして藩役人との交渉は、そのほとんどが村の名主との間で直接行われたのであり、この点、地役人や郷宿が仲介する幕領や、大庄屋等の中間支配機構が大きな役割を果たす他藩の事例とは大きく異なっている。ただそれは、川越藩全体の特質というよりも、川越城下に近接し、日帰りが可能な城付領ゆえの特質であつて、同じ川越藩領でも城下を頻繁に訪問することが困難であれば、仲介役が必要となるものと予想される。本稿で明らかにした藩役人―村役人関係は、これまで各地で明らかにされてきた関係とは異なるものとして、類型的に把握すべきであらうと考える。

二点目に、一点目に見た特質ゆえ、城下町川越に、藩役人役宅を中心とする社会関係が構築されていた。すなわち役宅には進物が集まり、挨拶・見舞・内窺などさまざまな用件で人が集まり、時には酒食をとまなう交流の場にもなつた。そして頻繁な役宅の訪問は、進物の購入や、筆紙・水引等の購入、城下での酒食・宿泊の機会を多く生み出す。さらに村役人による役宅訪問などの活動には、一時的な金

銭貸借を引き受ける金融業者としての米穀問屋との関係が意味を持つ。役所への書類提出の段になれば、城下で書類作成の場が提供され、不慣れな者には手間賃をとつて作成が代行された。これに加え、町宿や掛屋など、実際に藩の業務の一部を分担する存在も見られた。役宅で構築される藩役人―村役人関係は、城下に居住しこれに直接・間接に関わる様々な存在によつて支えられていたのであり、藩領村役人にとつては、城下町川越それ自身が、役宅を中心とする一つの政治空間なのであつた。

三点目に、地域経済における城下町川越の位置についてである。林家の経営全体として見ると、生産物販売・金融における川越の地位低下は明瞭であり、また生産・生活に關わる日常消費においても、川越の比重は絶対的なものではなかつた。この点は、在郷町の発展と城下町の衰退という古典的な理解そのままの傾向が見て取れる。しかし一方で、村役人としての活動にともなう支出が、川越において多く発生する。これらはほぼ全て、村入用として村人から徴収されるのであり、城下町川越は、年貢米金や御用金も含め、周辺藩領村々の村人から徴収された米金が流入することで、地域経済にとつて在郷町とは別の位相における中心的位置を占めていたと見ることもできる。商品経済の発展を論じる立場からすれば、川越のような都市は、分析対

象たり得ない存在かもしれない。しかし、地域社会像を具体的に描き出そうとする課題意識においては、本稿のような、地域社会における川越の位置の検証は重要な意味を持つはずである。例えば、別稿において明らかにしたように⁽⁴⁶⁾、当該時期の赤尾村では、村入用の掛かり過ぎが村運営の大きな問題となり、村役人と小前との鋭い対立が生じている。こうした村内の矛盾の高まりは、当該地域の村役人が城下町において藩役人と直接交渉するという支配形態の特質、およびそれにとりまう城下町と地域社会との関係の特質と、いわば表裏の関係にあるのである。

本稿は「藩領村役人にとつての」と題した通り、村役人の視点から見える城下町像を描くことに終始してきた。その結果、城下町川越は、在郷町の発展におされながら、政治空間として特化していく様子が明らかになった。しかし本稿での分析は、当然ながら、城下町それ自体の全体像を明らかにしたものではない。この点を最後に、近代への展望も含めて述べておきたい。

近代になると、川越は再び全面的な意味での地域経済の中心として復活を遂げる。すなわち川越第八十五国立銀行が設立されて金融の中心となり、鉄道が敷かれて物流の中心となる。このような展開を本稿での分析結果と併せてみると、問題となるのは、村役人の視点からでは姿を現さ

ない、藩権力に密接に結びついた町人たちの存在である。その典型である掛屋は、村役人との関係においては、年貢米の納入先であり、被下米の受取先であり、手数料の支払先であって、商品としての米の売却は、彼らとは異なる米穀問屋に対して行われた。しかし掛屋は、実際には藩の大量の蔵米を取引する大商人であり、村役人からは直接見えない位置において、大規模な経済活動を営んでいるのであって、こうした存在が、近代初期に重要な役割を果たすものと考えられるのである。彼ら大商人たちが、地域社会から一定の距離をおいて存在していることもまた、近世期の当該地域社会の大きな特質といえるのではないだろうか。

註

- (1) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二年）、山崎圭『近世幕領地域社会の研究』（校倉書房、二〇〇五年）、岩城卓二『近世領主支配と村役人・郷宿・下級役人』（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、一九九六年）、渡辺尚志編『近世地域社会論』（岩田書院、一九九九年）など。
- (2) 吉村豊雄・三澤純・稲葉継陽編『熊本藩の地域社会と行政』（思文閣出版、二〇〇九年）、志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』（山川出版社、二〇一一年）など。

藩領村役人にとつての城下町（小松）

- (3) 岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』（岩田書院、二〇〇〇年）、渡辺尚志編『藩地域の構造と変容』（岩田書院、二〇〇五年）など。
- (4) 木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新』（文雅堂銀行研究社、一九六三年）など。
- (5) 本稿で主に用いるのは、『武蔵国入間郡赤尾村林家文書』（埼玉県立文書館寄託）である。以下、史料の出典を掲げる際には、同館の史料請求番号を付すことにする。
- (6) 『前橋市史』（前橋市、一九七二年）。
- (7) 「武州入間郡川越町諸色明細帳」（埼玉県立文書館所蔵、『武蔵国郡村誌』第四卷（埼玉県、一九五四年））。
- (8) 林家の日記などから分かる範囲のものを整理した。地方支配機構の正確な復元は、残された大きな課題である。
- (9) 拙稿①「武蔵国川越藩の頭取名主と海岸防備」（志村洋・吉田伸之編『近世の地域と中間権力』山川出版社、二〇一一年）、②「川越藩の支配と頭取名主制」（『日本歴史』七七七、二〇一三年）。
- (10) 天保一五〇嘉永元年「他出雅俗記録」（林二四九三）（以下、「他出日記」）。
- (11) 天保五年〇弘化二年五月「公用日記留」（林一六〇二）、弘化二年五月〇嘉永二年「役用向諸記録」（林一六〇四）（以下、「役用日記」）。
- (12) 天保一三年〇弘化二年五月「御用日記留」（林一四九一）、弘化二年五月〇嘉永二年「御用御廻状留帳」（林一四四四）（以下、「御用留」）。
- (13) 天保一四〇嘉永二年「御用向書付留帳」（林一九一）（以下、「御用向控」）。

- (14) 弘化二年「年中小遣帳」（林一八六三）。
- (15) 弘化二年「金銀出入毎月度々調帳」（林一八一六）。
- (16) 天保一二〇嘉永五年「諸穀払金銀入帳」（林一六〇〇）。
- (17) 「他出日記」弘化二年六月一六〇一八日条。
- (18) もう一つの用件である「不下馬一件」とは、同年四月八日に、赤尾村の金右衛門が、廻村中の火方役人の前を馬に乗ったまま横切り、咎めを受けた出来事である。（役用日記）弘化二年四月八日条。
- (19) 宗旨役所での用件は記されていないが、毎年この時期に宗門帳の修正の届け出が行われており、それに関することと推測される。
- (20) 「御用向控」弘化二年六月一六日条。
- (21) 「他出日記」弘化二年九月一二日条。
- (22) この白砂糖の用途は記されていないが、三袋という数から、この後に訪問する古川・小川・山川への進物ではないかと推測できる。
- (23) 「他出日記」弘化二年九月一二日条。
- (24) 穀取役人は毎年廻村を行い、年貢米を検査して「印付」（その内に「下印」と「下々印」の区分がある）と「並御上納」とに分ける。名主はこれを受けて、各俵数を記した請書を彼らに提出する。（弘化三年「午御年貢米庭帳」（林一七一〇））。
- (25) 「役用日記」弘化二年六月一六日条。
- (26) 「役用日記」弘化二年六月一六日条。
- (27) 「役用日記」弘化二年一月二一日条。
- (28) 前掲拙稿②。
- (29) 「他出日記」弘化二年六月二七日条。

- (30) 「役用日記」 弘化二年九月二日条。
 (31) 「他出日記」 弘化二年九月二日条。
 (32) 「他出日記」 弘化二年二月一日条。
 (33) 「他出日記」 弘化二年二月六日条。
 (34) 「役用日記」 天保一年「当子御検見後端米計り滞一件」。
 (35) 「他出日記」 弘化四年一月一七日条。
 (36) 「他出日記」 弘化四年一月一八日条。
 (37) 「役用日記」 弘化二年三月二四・二五日条。
 (38) 表中の「万屋へ礼」は、同年にしか見られない費目である。
 その注記から判断するに、前述の年貢米納入時に万忠で調達した年貢米不足分の代金ではないかと思われる。
- (39) 「他出日記」 弘化元年二月一日条。
 (40) 「他出日記」 弘化元年二月二〇日条。
 (41) 前掲拙稿①。
 (42) 「他出日記」 弘化二年一月二二日条。
 (43) 「他出日記」 弘化二年八月二七日条。
 (44) 「他出日記」 弘化二年五月三〇日条。
 (45) 弘化二年「村諸入用割合勘定元帳」〔林一五四三〕。
 (46) 拙稿③「近世後期関東の「村役人くじ引制」」〔学習院大
 学人文科学論集〕一六、二〇〇七年〕。

付記 〈城下地図〉の作成にあたっては、川越市立博物館の皆様
 様に大変お世話になりました。末筆ながら御礼申し上げます。
 (学習院女子中・高等科非常勤講師)